

前橋市における「正当な理由の範囲」

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域とは、各事業所の運営規程に定められている地域を指す。

なお、事業所の数について、休止中やみなし指定を受けているがサービス提供の実態がない事業所の数は除く。

- 2 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- 3 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

- 4 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

- 5 通所介護サービス及び地域密着型通所介護サービスにおいて、個別機能訓練・栄養改善・口腔機能向上の加算体制をいずれも届け出ている事業所で、いずれかの加算を位置付けている居宅サービス計画を除外して再計算すると80%以下となる場合

【正当な理由の範囲「5」に該当する場合に追加提出が必要な資料】

- (1) 再計算書（任意様式）

対象となる計画数を除外して判定するための再計算書（任意様式）を作成し、「特定事業所集中減算チェック表」に添付して提出してください。

- (2) 加算を位置付けていることが確認できる書類

- (1) 再計算書（任意様式）の作成例（次ページ参照）

計画に位置付けられた紹介率最高法人の設置する通所介護事業所のなかに個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上の全ての加算を届け出ている事業所があり、当該事業所において個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上のいずれかの加算を位置付けた計画数を除外して再計算すると80%以下となる場合

(1) 再計算書（任意様式）の作成例

①

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	割合
通所介護の位置付けられた計画数	20	20	20	20	25	25	130	93.1%
うち紹介率最高法人の位置付けられた計画数 (紹介率最高法人の開設するア、イ2カ所の通所介護事業所が位置付けられている場合)	ア 15 イ 3	ア 15 イ 4	ア 15 イ 4	ア 15 イ 4	ア 15 イ 8	ア 15 イ 8	ア 90 イ 31	

②

紹介率最高法人名	〇〇		
個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上全ての加算を届け出ている事業所名	ア事業所	事業所番号	
		事業所番号	
		事業所番号	

③

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
紹介率最高法人の位置付けられた計画数のうち個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上の全ての加算を届け出ている事業所を位置付けた計画数	15	15	15	15	15	15	90
うち個別機能訓練・栄養マネジメント・口腔機能向上のいずれかの加算を位置付けた計画数 (A)	15	15	15	15	15	15	90

④

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	割合
通所介護の位置付けられた計画数 ①－(A)	5	5	5	5	10	10	40	77.5%
うち紹介率最高法人の位置付けられた計画数 ①－(A)	3	4	4	4	8	8	31	

6 その他正当な理由と市長が認めた場合

【注意事項】

- ・「利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容について意見・助言を受けているもの（※）」は、前橋市では正当な理由に該当しません。

（※）「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」の正当な理由の範囲の例として記載があるもの。